



大学評価・学位授与機構が実施する 大学機関別認証評価/大学機関別選択評価 について



平成25年6月
大学評価・学位授与機構
大学機関別認証評価等説明会

1



本日のお話

- 1) はじめにー“認証評価／大学の質保証”とは
- 2) 第1サイクルの検証結果
- 3) 第2サイクルの認証評価
～ 基準の変更点を中心に
- 4) 選択評価
～ 第2サイクルより実施



2

認証評価とは

学校教育法第109条： 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。……

3

大学の質保証

●内部質保証

大学の質保証の責任は、第一義的には、その大学自身にある。

●外部質保証（公的質保証）

- 設置基準
- 設置認可（事前規制）
- 認証評価（事後確認）

4



大学機関別認証評価

(資料1) 『大学機関別認証評価:実施大綱』

(資料2) 『大学機関別認証評価:大学評価基準』

5



大学評価・学位授与機構が行う 大学機関別認証評価の目的

1. 認証評価機関が定める大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、教育研究活動等の**質を保証**する。
2. 評価結果を大学にフィードバックすることにより、教育研究活動等の**改善**に役立てる。
3. 大学の教育研究活動等の状況を第三者評価を通して**社会に分かりやすく示す**。

6

大学評価・学位授与機構が行う 大学機関別認証評価の基本的な方針

1. 大学評価基準に基づく評価
2. 教育活動を中心とした評価
3. 各大学の個性の伸長に資する評価
4. 自己評価に基づく評価
5. ピア・レビューを中心とした評価
6. 透明性の高い開かれた評価
7. 国際通用性のある評価(第2サイクルで追加)

7

基本方針1 大学評価基準に基づく評価

- 機構が定める大学評価基準に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、**基準を満たしているかどうかの判断***をする。

* 関係法令(学校教育法、大学設置基準等)への適合性判断を含む。

8

観点

- 各基準に対して、複数の**基本的な観点**を設定している。



標準装備

- 各大学が必要に応じて、**独自の観点**を設定することが出来る。



オプション

9

基本方針2 教育活動を中心とした評価

- 「認証評価」は「教育」を中心に大学を評価する。
 - 大学の役割・機能:「教育」「研究」「(その他の)社会貢献」。各役割・機能への比重の置き方は各大学の選択によるが、「教育」に重点を置かない大学はない。
 - 評価の国際的動向(大学のグローバル化に対応)
- かつては、教員個人の取組が中心／これからは、組織としての教育力が問われる。

10

基本方針3

各大学の個性の伸長に資する評価

- 大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関する各大学の「目的」「目標」「理念」等を踏まえて評価を実施する。
- 「優れた点」を積極的に評価する。

11

基本方針4

自己評価に基づく評価

- 大学の質保証の第一義的な責任は、その大学自身にある。そのためにも、自己評価は重要。
 - 機構が定める大学評価基準に沿って自己評価
 - 機構は研修会を実施
- 機構(評価担当者)は、自己評価の結果を分析(書面調査)し、訪問調査の結果と併せて評価する。

12



基本方針5 ピア・レビューを中心とした評価

- 評価担当者は、学長経験者、学部長等経験者、大学の教員及びそれ以外の者で大学の教育研究活動全般に関し識見を有する者。

13



基本方針6 透明性の高い開かれた評価

- 評価基準や評価方法を公開し、意見の申立制度を整備して、評価結果及び評価担当者名を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価を行う。
- 開放的で進化する評価を目指して、評価の経験や評価を受けた大学の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図る。

14

基本方針7 国際通用性のある評価

- 大学のグローバル化が進展しつつある現在、**認証評価（評価体制、評価基準等）**においてもまた、国際通用性が求められている。第2サイクルの基準改訂に当たって、以下の点を重視。
 - － 大学における内部質保証システム
 - － 学習成果
 - － 教育情報の公表
- 評価結果概要の英文での公表。

15

<参考: 評価の国際的動向>

- 欧州高等教育質保証協会 (ENQA)による欧州基準
 - － 高等教育機関**内部の質保証に関する欧州基準**(7項目) / 外部質保証に関する欧州基準(8項目: 訪問調査、学生の意見聴取、オーバービュー等) / 外部質保証機関の質保証(2005)
- スペリングス報告(米国)
 - － アクレディテーションにおける**学習成果 (Learning Outcomes)** 評価の重要性(2006)
- 大学の情報公開制度(韓国)
 - － 「教育関連機関の情報公開に関する特例法」(2007)及び「同施行令」(2008)により、**主要情報(13領域46～51項目)の公開**を義務づけ

16

認証評価（第1サイクル）の実施実績

	国立	公立	私立	計
H17	2	2	0	4
H18	7	3	0	10
H19	37	0	1	38
H20	4	5	2	11
H21	27	10	0	37
H22	7	15	3	25
H23	1	5	1	7
計	85	40	7	132

- ・「基準を満たさない」との評価は平成23年度までに1校

17

認証評価（第1サイクル）の検証

『進化する大学機関別認証評価

—第1サイクルの検証と第2サイクルにおける改善—』(概要:資料13)

(http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/1220651_989.html)

●アンケート調査

- 対象校（9項目*・79小項目）／評価担当者（6項目・43小項目）
- 選択式回答（5段階・2段階）
- 自由記述

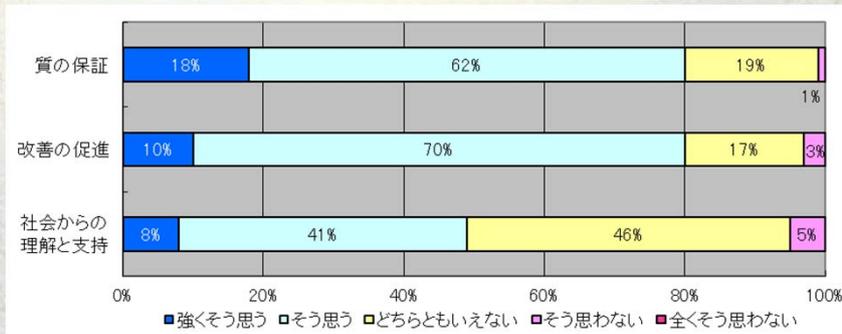
* 1. 評価基準及び観点、2. 評価の方法及び内容、3. 評価の作業量、スケジュール等、4. 説明会・研修会等、5. 評価結果（評価報告書）、6. 評価を受けたことによる効果・影響、7. 評価結果の活用、8. 評価の実施体制、9. その他

●評価結果（「優れた点」、「改善を要する点」

等）の分析／基準毎に整理したものを機構のホームページで公表予定

18

アンケート調査結果の分析 ～ 認証評価の目的は達成されたか？ ～

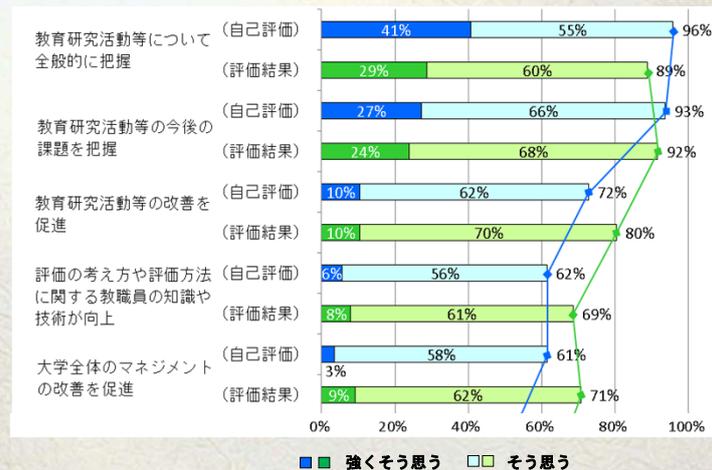


(平成17年度～平成23年度実施：【対象校】 143校 (短期大学含む))

- 「質の保証」「改善の促進」については概ね達成。ただし、「社会からの理解と支持」については、大学／機構共に更に努力が必要。

19

～ 評価を受けたことによる効果・影響 ～

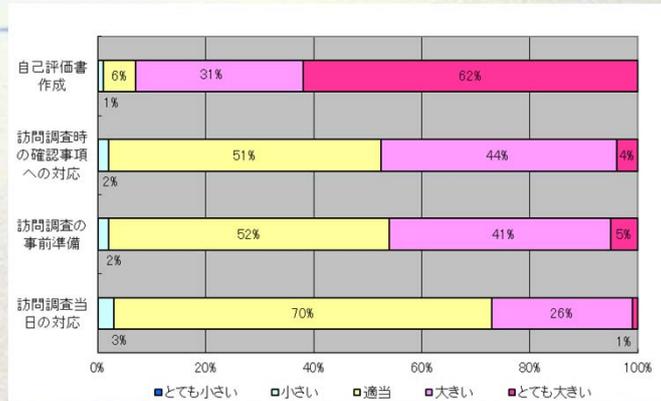


(平成17年度～平成23年度実施：【対象校】 143校 (短期大学含む))

- 「全般的把握」、「課題の把握」には「自己評価」が重要！一方、「改善の促進」、「評価の考え方」、「マネジメントの改善」には、「評価結果—外部からの指摘—」が圧力やインセンティブとして機能。

20

～ 評価に費やした作業量 ～

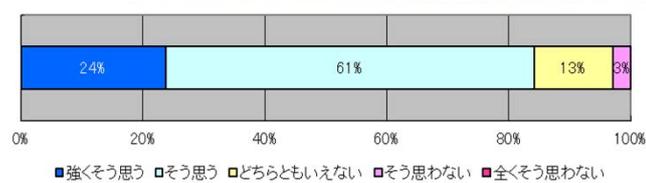


(平成17年度～平成23年度実施：【対象校】143校(短期大学含む))

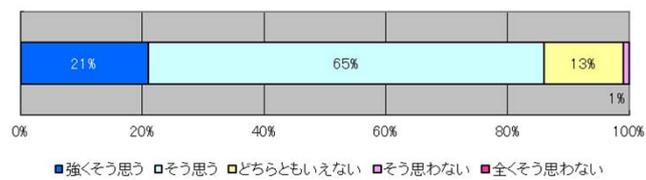
- 自己評価書の作成に係る作業量はとても大きい。

21

～ 評価担当者と対象校の間の共通理解 ～



(a) 対象校



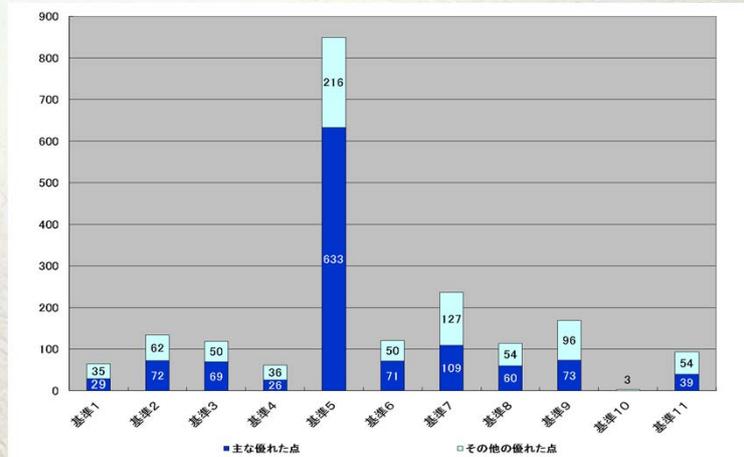
(b) 評価担当者

(平成17年度～平成23年度実施)

- 評価は、評価担当者と対象校の間の共通理解のもとで実施。

22

評価結果の分析～「優れた点」～

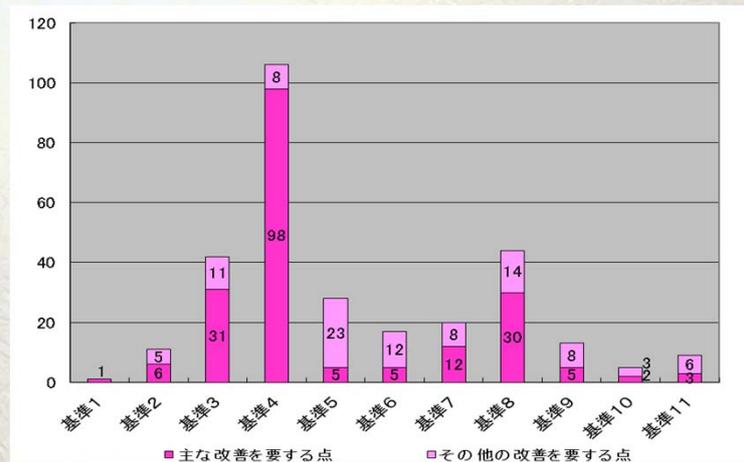


(基準1：大学の目的、基準2：教育研究組織、基準3：教員・教育支援者、基準4：学生の受入、**基準5：教育内容・方法**、基準6：教育の成果、**基準7：学生支援等**、基準8：施設・設備、**基準9：教育の質の向上・改善システム**、基準10：財務、基準11：管理運営)

● 積極的に評価：1,964件 (14.9件/校)

23

～「改善を要する点」～



(基準1：大学の目的、基準2：教育研究組織、**基準3：教員・教育支援者**、**基準4：学生の受入**、基準5：教育内容・方法、基準6：教育の成果、基準7：学生支援等、**基準8：施設・設備**、**基準9：教育の質の向上・改善システム**、基準10：財務、基準11：管理運営)

● 慎重に評価：296件 (2.2件/校)

24

検証結果のまとめ

- アンケート調査結果: 第1サイクルに実施した認証評価は概ね有効、かつ、適切。
作業量の大きさなど、多くの改善すべき点を摘出。
- 評価結果の分析: 当機構の認証評価における特徴を分析。「優れた点」を積極的に評価。
多くの大学において共通して見られる課題(単位の
実質化、内部質保証システムの構築など)について
考察。

25

第2サイクルでの改善点

- 第1サイクル検証結果、中教審答申及び報告書(含: 関係法令の改訂)、評価の国際的動向を考慮
- 基準等を一部改訂
 - 内部質保証システム
 - 学習成果
 - 大学における情報の公表の重視

26

第2サイクルでの改善点（続）

○負担の軽減

- 基準、観点等の整理・統合／削除・修正
 - ・観点： 116 (H17) → 99 (H23) → 81 (新)
 - ・ **変えずにすむところは変えない!** (第1サイクルの分析法が利用可／必要なデータ・資料)
- その他
 - ・ 字数制限の緩和 (基準から全体へ)
 - ・ 「基準の概要」を削除
 - ・ 各観点と関係法令の明確化／法令チェックシートを追加
 - ・ 「● (クロマル) 留意点」を追加 (この観点では分析しない!)

○評価結果を対象大学の更なる向上・発展へ

- 評価結果の記載法を検討 (例: 改善が“望まれる点”を評価書本文に記載)

27

新基準

(資料2)『大学機関別認証評価: 大学評価基準』

(第2サイクル)

- 基準1: 大学の目的
- 基準2: 教育研究組織
- 基準3: 教員及び教育支援者
- 基準4: 学生の受入
- 基準5: 教育内容及び方法

- 学士課程
- 大学院課程 (専門職学位課程を含む。)

(第1サイクル)

- 基準1: 大学の目的
- 基準2: 教育研究組織
- 基準3: 教員及び教育支援者
- 基準4: 学生の受入
- 基準5: 教育内容及び方法

- 学士課程
- 大学院課程
- ~~○ 専門職学位課程~~

28

新基準(続)

(資料2)『大学機関別認証評価:大学評価基準』

(第2サイクル)

基準6:学習成果

基準7:施設・設備及び学生支援

基準8:教育の内部質保証システム

基準9:財務基盤及び管理運営

基準10:教育情報等の公表

(第1サイクル)

基準6:教育の成果

基準7:学生支援等

基準8:施設・設備

基準9:教育の質の向上及び改善のためのシステム

基準10:財務

基準11:管理運営

29

<基準6 学習成果>

(資料2)『大学機関別認証評価:大学評価基準』:pp.13-14

- 「教員の視点にたった教育(教員が何を教えるか)」から「**学生の視点にたった教育(学生がどのような能力を身に付けるか(付けたか))**」への視点の転換から、基準の名称を変更。
- ただし、「基本的な観点」及び、分析に用いる「データ・資料」については、**第1サイクルのそれらと基本的に同じ。**

<『自己評価実施要項』 p.41～p.42、『Q&A』: Q47～Q49参照>

30

<基準 8 教育の内部質保証システム>

(資料2)『大学機関別認証評価:大学評価基準』:pp.17-18

- 旧観点9-1-①:「教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。」



(データや資料を収集・蓄積するのみでなく、分析、更に、改善・向上に結びつけるための体制の整備と機能)

- 新観点8-1-①:「教育の取組状況や教育による学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証すると共に、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。」

- 他の観点は、第1サイクルと同様。

31

<参考: 基準 8 教育の内部質保証システム> (資料12) 『Q&A』 Q51

- 大学教育において保証されるべき質の対象としては、学生、教育課程の内容・水準、教職員、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式など様々なものがありますが、最終的に保証されるべきは、大学によって授与される「学位」の質*であり、その保証については、第一義的には、それぞれの大学が責任を持つべきものと考えられます。

* 学びの内容と水準

(中央教育審議会大学分科会『中長期的な大学教育のあり方に関する第一次報告』(平成21年6月))

- それぞれの大学は、教育の取組状況や、大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について継続的に点検・評価し、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能している必要があります。

32

<参考：基準8 教育の内部質保証システム> 『Q&A』 Q51：補足

- 大学教育において保証されるべき質の対象としては、学生、教育課程の内容・水準、教職員、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式など様々なものがありますが、最終的に保証されるべきは、大学によって授与される「学位」の質*であり、その保証については、第一義的には、それぞれの大学が責任を持つべきものと考えられます。

*学びの内容と水準

(中央教育審議会大学分科会『中長期的な大学教育のあり方に関する第一次報告』(平成21年6月))

- ～機構の実施する認証評価の大学評価基準においては「学生(基準4)、教育課程の内容・水準(基準5)、教職員(基準3(+2))、教育・研究環境の整備(基準7)、管理運営方式(基準9)、授与される学位(基準6)」について自己点検・評価を求めている → **大学評価基準に沿って適切に自己点検・評価が出来ていれば、内部質保証の機能的要件は満たされている。**

33

<参考：基準8 教育の内部質保証システム> 『Q&A』 Q51：補足

- それぞれの大学は、教育の取組状況や、大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について継続的に点検・評価し、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していることが必要です。

- ～(認証評価に向けての)『自己評価』の実施体制について分析。
- ～ただし、その体制が“**認証評価対応(対策?)**”としてではなく、**恒常的に機能している**ことが必要。

※ 参照情報:『教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン』(資料10)

34

<基準10 教育情報等の公表>

(資料2)『大学機関別認証評価:大学評価基準』:pp.21-22

- **新設／3つの観点**
- 法令等により公表が義務づけられている情報
 - (1) 教育についての基本情報 (学校教育法施行規則第172条の2)
 - (2) 自己点検・評価の結果(学校教育法第109条第1項)
 - (3) 財務諸表等の情報(各大学を設置する法人に適用される関係法令(『Q&A:66』参照))

(学校教育法第113条については、『Q&A:65』参照)

35

*****学校教育法施行規則第172条の2

(平成23年4月1日施行)*****

大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

36

*****学校教育法施行規則第172条の2

(平成23年4月1日施行):続*****

- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する事
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

37

評価の実施体制

- **大学機関別認証評価委員会**: 国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者から構成される。
- **評価部会**: 評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。対象大学の学部等の状況に応じ、必要に応じて分野の専門家等を配置する。
- **評価チーム**: 評価部会の中に、対象大学毎に主査と数人の専門委員から成る評価チームを編制する。
- **運営小委員会**: 各評価部会間の横断的な事項や評価結果(原案)の調整等を行う。評価部会長と機構教員で構成する。

38

評価のスケジュール

自己評価担当者の研修・評価担当者の研修

- 自己評価書提出(6月末)
- 書面調査
- 書面調査結果に対する意見申立
- 訪問調査(10月～12月)
- 評価結果(案)提示(1月)
- 評価結果(案)に対する意見申立
- 評価結果確定(3月)
- 公表

39

書面調査と訪問調査

- 評価は、**書面調査**及び**訪問調査**により実施する。
- 書面調査は、各大学が作成する自己評価書(根拠資料・データを含む)の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施する。
- 訪問調査は、幹部教職員との面談、一般教職員との面談、学生・卒業生との面談、施設見学、授業見学、資料閲覧などを実施する。

40

意見の申立

- 書面調査による分析結果を対象大学に通知し、質問事項等に対する回答や意見申立の機会を設ける。
- 評価結果(案)を対象大学に通知し、その内容等に対する意見申立の機会を設けた上で、評価結果を確定する。
- 「基準を満たしていない」との判断に対する意見申立に対しては、審査会を設け、審議を行った上で、最終的な決定を行う。

41

評価結果

- 10の基準を全て満たしている場合には、「大学評価・学位授与機構の定める大学評価基準を満たしている」と判断し、その旨を公表する。
- 一つでも満たしていない基準があれば、「大学評価・学位授与機構の定める大学評価基準を満たしていない」と判断し、その旨を公表する。 → 追評価

42

追評価

- 大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、**満たしていないと判断された基準**に限定して追評価を受けることができる。
- 追評価において当該基準を満たしていると判断された場合には、先の評価と併せて、大学評価基準を満たしているものと認め、その旨公表する。

43

大学機関別選択評価

(資料7) 『大学機関別選択評価:実施大綱』
『大学機関別選択評価:選択評価事項』

44

大学機関別選択評価とは

- 大学機関別選択評価は、機構が第1サイクルにおいて実施した選択的評価事項に関する評価を発展させたもの。
- 大学機関別選択評価は、機構が定める**選択評価事項**について、認証評価とは別に機構が独自に行う第三者評価として実施する。
 - 機構以外の認証評価機関による認証評価を受け、大学機関別選択評価のみを機構に申請することが可能
 - 大学が希望する年度に申請が可能

45

選択的評価事項(第1サイクル)の実績

選択A：研究活動の状況

	国立	公立	私立	計
H17	0	0	0	0
H18	7	1	0	8
H19	8	0	0	8
H20	0	1	1	2
H21	0	2	0	2
H22	0	7	0	7
H23	0	1	0	1
計	15	12	1	28

選択B：正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

	国立	公立	私立	計
H17	0	0	0	0
H18	3	1	0	4
H19	8	0	0	8
H20	0	2	0	2
H21	1	2	0	3
H22	0	10	2	12
H23	0	2	1	3
計	12	17	3	32

46

大学機関別選択評価の目的

1. 選択評価事項について大学を評価することにより、大学の個性の伸長及び特色の明確化に役立てる。
2. 評価結果を大学にフィードバックすることにより、教育研究活動等の改善に役立てる。
3. 大学の教育研究活動等の状況を第三者評価を通して社会に分かりやすく示す。

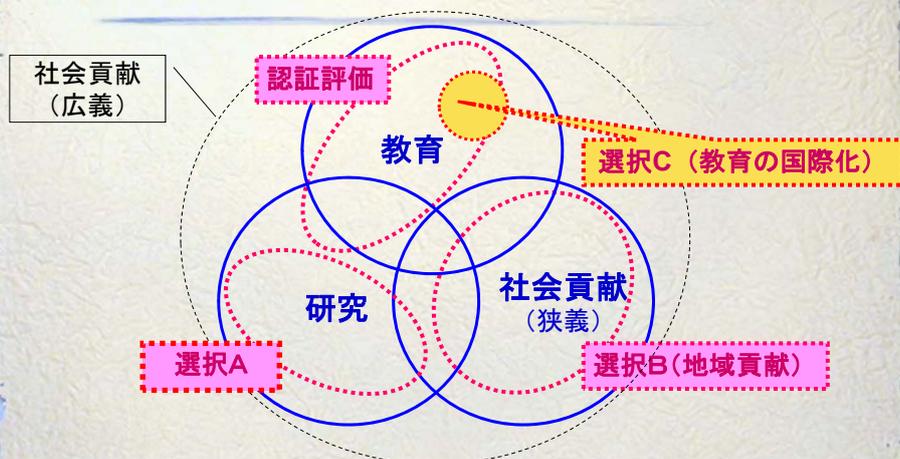
47

選択評価事項

- 選択評価事項 A : 研究活動の状況
- 選択評価事項 B : 地域貢献活動の状況
 - ← 第1サイクル : 「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」
- 選択評価事項 C : 教育の国際化の状況
 - ← 平成25年度から新たに追加。

48

“認証評価”と“選択評価”



- 平成19年「学校教育法」改正：第83条2項「... その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与」

49

選択評価事項A 研究活動の状況

- 認証評価では、大学の活動を、主として、教育の視点から評価する。
- 選択評価事項Aでは、教育の視点からは十分把握することが難しい研究活動の状況の評価する。
- 全教員の研究実績に対する1次評価を基に、研究活動の状況を部局別に分析する。
- 部局別の評価を総合して、大学全体の評価を行う。

50

選択評価事項B 地域貢献活動の状況

● 地域貢献活動の例

- 正規課程の学生以外への教育サービス・学習機会の提供
- 産業界との協力による地域産業の振興への寄与
- 国・地方公共団体・民間団体との連携による地域社会づくりへの参画

● 「地域」の範囲は、特に限定しない。

- 大学の目的や状況に応じて適宜判断

51

選択評価事項C 教育の国際化の状況

● 選択評価事項Cでは、教育の国際化に向けた活動に焦点を絞り評価を行う。

● 「国際的な教育環境の構築」

- 国際化に対応可能な組織体制の整備、教育内容・方法の国際化 等

「外国人学生の受入」

- 外国人学生の受入実績、教育課程編成・実施上の工夫 等

「国内学生の海外派遣」

- 国内学生の派遣実績、教育課程編成・実施上の工夫 等

の3つの視点から評価を行う。

52

選択評価事項の評価

- 目的の達成状況を中心に4段階で評価。
 - 極めて良好である (S)
 - 良好である (A)
 - おおむね良好である (B)
 - 不十分である (C)
- 選択評価事項Cにおいては、目的の達成状況の評価に加え、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の各項目の水準を4段階で評価。
 - 一般的な水準を卓越している (S)
 - 一般的な水準を上回っている (A)
 - 一般的な水準にある (B)
 - 一般的な水準を下回っている (C)

(資料11) 『選択評価事項C 水準判定のガイドライン(案)』 参照

53

認証評価／選択評価は

大学と

大学評価・学位授与機構との

信頼関係に基づく協同作業

54